

独立行政法人建築研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

平成22年3月30日
独立行政法人建築研究所

「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成19年3月30日閣議決定)に基づき、独立行政法人建築研究所(以下「研究所」という。)における温室効果ガスの排出抑制等のための実施計画を以下のとおり定める。

I 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、研究所が行う全ての事務及び事業とする。

II 実施計画の期間等

本計画は、平成21年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施の状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

III 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態

本計画の期間中、毎年度、事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、公表する。

IV 措置の内容、当該措置により達成すべき目標

1. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 低公害車の導入

研究所の保有する車(以下「公用車」という。)については、車の買い換え及び新規購入に当たっては、より温室効果ガスの排出の少ない低公害車を導入する。

(2) 自動車の効率的利用

- ① 不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ② 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。
- ③ タイヤ空気圧調整等の定期的な点検・整備を行う。

(3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、ルームエアコン等の家電製品及び蛍光灯等の照明器具等の機器について、買い換え及び新規購入に当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。
- ② 水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

(4) 用紙類の使用量の削減

- ① 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

②特段の支障がない限り、両面印刷や両面コピーを利用する。

(5)再生紙などの再生品や木材の活用

- ①購入し、使用するコピー用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ②購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものの使用を進める。

(6)HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

- ①冷蔵庫、空調機器等の購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ②物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。

2. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

建築物の建築、管理等に当たっては、温室効果ガスの排出等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1)建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制に配慮したものとして整備する。

(2)既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

空調設備、照明設備、廃棄設備などの運用見直しを行い、効率的な運用管理の徹底に努める。

(3)温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

(4)温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

(5)冷暖房の適正な温度管理

所内における冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1)エネルギー使用量の抑制

- ①昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。
- ②執務に影響のない範囲で廊下等の照明の間引きを行う。
- ③夏季における執務室での服装について、軽装の励行を引き続き行う。

- ④会議室等における不使用時の消灯を徹底する。
- ⑤帰宅時にはパソコンやコピー機等の電源を切ることが徹底する。
- ⑥トイレ洗浄水の節水を進める。
- ⑦必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

(2)ごみの分別

ごみの分別回収ボックス引き続き所内に適切に配置する。

(3)廃棄物の減量

- ①使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ②コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を引き続き進める。

4. 職員に対する研修等

地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

5. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ①本計画の推進・点検は、グループ長等会議で実施するものとする。
- ②本計画の実施状況については、毎年度、自主的に点検を行い、必要に応じ、本計画の見直しを行う。

6. 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

平成13年度を基準として、平成22年年度～平成24年度の期間で平均8%削減することを目標とする。

7. 独立行政法人建築研究所の削減計画

別紙のとおり

独立行政法人建築研究所温室効果ガス削減計画

		平成13年度	平成20年度	平成22～24年度目標	
(単位)				(13年度比)	
公用車燃料	t-CO ₂	4	3	3	-25.0%
施設のエネルギー使用	t-CO ₂	2,476	2,162	2,279	-8.0%
電気	t-CO ₂	2,180	1,977	2,086	-4.3%
(電気使用量)	MWh	5,767	5,089	5,439	-5.7%
(電気の排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.378	0.425, 0.353	0.418, 0.352	
電気以外	t-CO ₂	296	185	193	-34.8%
その他	t-CO ₂	0	0	0	0.0%
合計	t-CO ₂	2,480	2,165	2,282	-8.0%

○主な削減対策と削減量

(1)設備改修等ハード対策

・高効率照明器具への更新 2 t-CO₂

(2)運用・管理等ソフト対策

・昼休み時の室内消灯 2 t-CO₂

・パソコンの省エネモード設定 3 t-CO₂

・廊下等の照明の間引き 4 t-CO₂